

常勤臨時指導員の勤務条件

常勤臨時指導員とは、分割学童及び児童数40人以下の単独学童において、2名の正規指導員ともに保育に従事する1年雇用の臨時指導員のことをいう。

○賃金について

08:00～10:00の間 1,158円

10:00～17:00の間 1,058円

17:00～19:30の間 1,158円

(再延長保育の時間帯は19時～19時半となり、再延長実施学童において、この時間帯に勤務すれば700円の再延長手当を支給。※例外もあり)

○放課後児童支援員認定資格手当

放課後児童支援員認定資格を取得している者はその年度から。放課後児童支援員認定資格を年度途中で取得した者は次年度より、月1,000円を支給する。

○処遇改善手当

放課後児童支援員認定資格を取得している者は月額7,300円、取得していない者は7,200円を支給する。

○勤務形態について

勤務については、原則、月曜日から金曜日とし、次のとおりのシフト勤務とする。なお、土曜日の勤務が生じる場合は、同月内に他の日と振り替えて休暇を取得する。警報発令等で閉所を決定した場合は、原則、勤務を要しない。また、合同保育・児童数によってシフトを変更する場合がある。

A形態 通常(月～金)放課後保育(5時間勤務)

12:30～17:30

13:00～19:00(延長保育に従事)

13:30～19:30(延長+再延長保育に従事)

B形態 短縮授業(給食無)時保育(6時間30分勤務)

11:00～17:30

11:00～19:00(延長保育に従事)

11:00～19:30(延長+再延長保育に従事)

B-C形態 始業式・終業式及び入学式後の超短縮時保育(7時間30分勤務)

10:00～17:30

10:30～19:00(延長保育に従事)

10:30～19:30(延長+再延長保育に従事)

C形態 三期(春夏冬)休業、入学式、卒業式、卒業式後、創立記念日、保護者参観振替保育(8時間勤務)

08:00～17:00・・・①

08:30～17:30・・・②

10:00～19:00(延長保育に従事)・・・③

10:00～19:30(延長+再延長保育に従事)・・・③

6年生が在籍しない学童の卒業式後については、②及び③とする。